

入 札 説 明 書

案件名 LPガス【単価契約】

入札説明書
提出書類一覧表
入札書・委任状
仕様書に関する質問書
契約書(案)
仕様書

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 購入する物品
LPガス【単価契約】
- (2) 購入する物品の規格、機能、特質等
LPガス【単価契約】仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 購入数量
仕様書のとおり
- (4) 契約期間
令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 納入場所
徳島県立鳴門渦潮高等学校 第1体育館及び卓球場

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
 - ③ ②の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者。
 - ④ 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者。
 - ⑤ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
 - ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。
 - ⑦ 3に示した交付方法において入札説明書等の交付を受けた者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所(持参・郵送等)

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2066

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzai_ka_ehinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページよりダウンロードするものとする。
なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページ、電子メール、FAX等で通知する。

4 問い合わせ等について

(1)この入札についての問い合わせ先

所在地 徳島県鳴門市大津町吉永595番地
所属名 徳島県立鳴門渦潮高等学校 事務室
電話番号 088-686-4577
ファクシミリ番号 088-684-5025
電子メールアドレス narutouzushiokoukou@pref.tokushima.lg.jp

(2)問い合わせについての受付期間

問い合わせについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「IV仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。
なお、期間についてはおおむね応札仕様書等の提出期限の3日前までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

5 応札仕様書等について

(1)本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和8年6月22日 11時00分

②提出場所

所在地 徳島県鳴門市大津町吉永595番地
所属名 徳島県立鳴門渦潮高等学校 事務室

③提出方法

持参

6 入札手続等

(1)入札及び開札執行の日時及び場所

①日時

令和8年6月26日 10時30分

②場所

所在地 徳島県鳴門市大津町吉永595番地
所属名 徳島県立鳴門渦潮高等学校 会議室

③入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「LPガス1㎡当たりの単価」で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「LPガス1㎡当たりの単価」を記載すること。なお、小数点第二位まで記載すること。代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(円単位で、小数点第三位以下切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができる認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ①2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。
- ②記名のない入札。
- ③入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④同一事項に対してした2通以上の入札。
- ⑤他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。
- ⑥代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札。
- ⑦郵便によりした入札。
- ⑧前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認められたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県鳴門市大津町吉永595番地
所属名 徳島県立鳴門渦潮高等学校 事務室

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めらるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

II 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書

応札仕様書には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名、電話番号」を記入すること。

① 応札仕様書 1通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容(品名、メーカー名、機種及び型番、規格、機能、性能、数量等)を分かりやすく記載すること。

2 入札書提出時

① 入札書 1通

入札書を封書に入れ「入札案件 LPガス【単価契約】」を記載すること。

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

① 入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

入 札 書

入札金額
(税抜)

万	千	百	拾	円	拾	銭

(小数点第2位まで記入)

入札物件

LPガス【単価契約】

入札保証金

免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県立鳴門渦潮高等学校長 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

入 札 書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 代表取締役 徳島 太郎

徳島県立鳴門渦潮高等学校長 殿

¥マークを付すこと(無い場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの

など

■ 代理人が入札するとき

入 札 書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 代表取締役 徳島 太郎

代理人
住所 ○○○○○○○○
氏名 阿波 次郎

徳島県立鳴門渦潮高等学校長 殿

¥マークを付すこと(無い場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの

など

役職名の記載が無い場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効(含個人事業者)

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

「代理人」と記入

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること。

委 任 状

徳島県立鳴門渦潮高等学校長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、 を代理人とし、徳島県立鳴門渦潮高等学校が

令和8年6月26日に執行する『LPガス』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

委 任 状

徳島県立鳴門渦潮高等学校長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○
氏 名 阿波 次郎

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県立鳴門渦潮高等学校が令和○○年○○月○○日に
執行する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

IV仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名: LPガス

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙がLPガスを甲に供給し、甲が買い受けることについて、次の条項により契約を締結する。

（売買の目的及び目的となる物品等）

第1条 売買の目的及び目的となる物品（以下「目的物品」という。）及び単価（消費税及

び地方消費税を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 売 買 の 目 的 | 夏期の冷房及び冬期の暖房に必要な燃料の購入 |
| (2) 目 的 物 品 | 品名 LPガス |
| | 単位 m ³ |
| | 単価 000.00円 |

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

（納入場所）

第3条 乙は、目的物品を第1条の単価をもって、甲の指示する場所へ納入するものとする。

（納入）

第4条 乙は、目的物品を納入したときは、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

（検査及び引渡し）

第5条 甲は、前条の規定による納品書を受領したときは、速やかに、乙の立会いの上検査を行わなければならない。

- 2 納入した物品は、前項の検査に合格したときをもって目的物品の引渡しを完了したものとし、所有権は、乙から甲に移るものとする。
- 3 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該不良品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。

（契約不適合責任）

第6条 甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに乙に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までに甲の選択に従いこれを契約に適合する物品に取り替え、又は損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に規定する乙が取り替え又は賠償に応ずる期間は、検査が完了し、甲が目的物品を受領した日から起算して1か月間とする。

（危険負担）

第7条 目的物品の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

（代金の支払）

第8条 乙は、検査に合格したものについては、月ごとに納入分を取りまとめて、支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 甲は、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に代金を支払うものとする。

（単価の変更）

第9条 契約期間内において、著しい物価の変動その他の事由が生じたときは、甲乙協議の上、第1条に規定する単価を改定することができるものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生じることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
 - (2) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (3) 正当な事由がなく甲の指示又は監督に乙が従わないとき。
 - (4) 乙から契約解除の申出があったとき。
 - (5) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納の目的物品があるときは、甲は、相当代価を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、一括して委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年7月1日

甲

徳島県

徳島県鳴門市大津町吉永595番地

徳島県立鳴門渦潮高等学校 校長

乙

仕様書

- 1 物品名 LP ガス【単価契約】
- 2 契約期間 令和8年7月1日 ~ 令和9年3月31日
- 3 納入方法 50kg プロパンガスボンベ 32 本を搬入設置し、供給する。
- 4 納入場所 徳島県鳴門市大津町吉永 595 番地
徳島県立鳴門渦潮高等学校 第1体育館 (28 本)
卓球場 (4 本)
- 5 予定使用量 令和8年7月~令和9年3月分 4,200 m³
ただし、当該数量はあくまで参考であり、この量を保証するものではない。
 - ・ 室外機 (冷房能力 56 k w、暖房能力 63 k w) × 7 台 (第1体育館 6 台、卓球場 1 台)
 - ・ 使用場所
第1体育館 (冷房能力 28 k w、暖房能力 31.5 k w) × 12 台
卓球場 (冷房能力 14 k w、暖房能力 16 k w) × 4 台
- 6 契約方法
1 m³当たりの単価契約とし、機器の保守点検を含んだ額とする。
 - ・ 代金は、契約期間内の毎月ガスメーターによる検針を行った後、請求書を買受人に送付し、確認された数量に対する金額 (1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする) を支払う。
 - ・ ガスメーター 第1体育館 16 号以上 2 台
卓球場 4 号 1 台
売払人の負担で取り付けること。
 - ・ 契約後、LP ガスの時価相場が著しく変動した場合は、買受人と売払人が協議のうえ、単価改定をできるものとする。
 - ・ 契約期間中に消費税率の改正があった場合は、変更契約を行う。
- 7 その他
 - ・ 供給に当たっては「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」等の関係法令を遵守すること。
 - ・ 第1体育館 LP ガス 14 本立て集合装置が計 2 カ所。各々 14 本のうち 7 本を使用し、残り 7 本については、切替用とし、常時ガスを満タンの状態にすること。
 - ・ 卓球場 LP ガス 4 本立て集合装置が 1 カ所。4 本のうち 2 本を使用し、残り 2 本については、切替用とし、常時ガスを満タンの状態にすること。
 - ・ 不慮の事故によりガス供給が遮断した場合を想定し、30 分以内に対処可能な体制をとること。
 - ・ この業務の遂行に関し発生した損害 (第三者に及ぼした損害を含む) は、売払人が負担するものとする。ただし、その損害が売払人の責めに帰さない場合は、この限りではない。
 - ・ 入札等により売払人が変わる際は十分に引継ぎを行い、トラブルの無いように新旧売払人で確認し処理すること。
 - ・ 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ買受人と売払人が協議して決定するものとする。